

課題等対応のための平成24年7月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応

有効求人数	27,283人	対前年同月比	20.1%増
有効求職者数	46,861人	対前年同月比	3.9%減
有効求人倍率	0.66倍	対前月	0.02P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

2 平成25年3月新規高等学校卒業予定者に対する求人確保

○新規高等学校卒業予定者の採用に係るスケジュール			
6月20日	→	各企業からの求人票受付開始（ハローワークでの受理・確認）	
7月1日	→	各企業から高等学校への求人票提示、ハローワークでの求人連絡開始 各企業から学校への「求人要項・募集要項の送付」開始 学校訪問の開始	
9月5日	→	推薦開始（推薦文書の到達が9月5日以降となること。）	
9月16日	→	選考・採用内定開始	

- ・ハローワークと高等学校の連携による、企業への早期求人提出依頼
- ・鹿児島県・教育庁・労働局による県内主要経済団体への求人要請行動（7／2）

3 障害者の法定雇用率改正の周知・広報（平成25年4月1日施行）

○障害者法定雇用率の改正内容			
・民間事業主	1. 8%	→	2. 0%
・国及び地方公共団体	2. 1%	→	2. 3%
・都道府県等の教育委員会	2. 0%	→	2. 2%
→これに伴い、障害者雇用義務の生じる事業主が、			
・従業員56人以上の事業主	→	50人以上の事業主	に拡大

- ・労働局HPへの掲載、ポスター・リーフレットのハローワーク窓口への設置
- ・県及び市町村へのリーフレットの配布、広報誌による周知協力依頼
- ・経済団体・事業主団体に対する周知及び傘下企業への周知協力依頼
- ・厚生労働本省から30人以上規模の企業に対し、直接リーフレットを送付

4 改正育児・介護休業法の全面施行に向けた周知

- ・集中的な個別訪問指導 労働者数100人以下企業
- ・機関紙、新聞、ホームページ等を活用した広報の実施

5 ポジティブ・アクションの取組促進のための企業訪問

6 鹿児島労働安全衛生大会の開催

5月の有効求人倍率は0.66倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は0.66倍となり、前月(0.64倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.18倍となり、前月(1.03倍)を0.15ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比29.5%の増と2ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(60.4%増)は5ヶ月連続の増加、製造業(8.4%増)は2ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業(20.6%増)は2ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(32.4%増)は2ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(68.8%増)は17ヶ月連続の増加、医療、福祉(23.4%増)は28ヶ月連続の増加、サービス業(38.5%増)は2ヶ月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月比2.2%の減と12ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(0.1%増)は3ヶ月ぶりの増加となりました。また、離職求職者(3.3%減)は12ヶ月連続の減少、無業求職者(2.2%減)は7ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(3.7%減)は30ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(3.0%減)は4ヶ月連続の減少となりました。

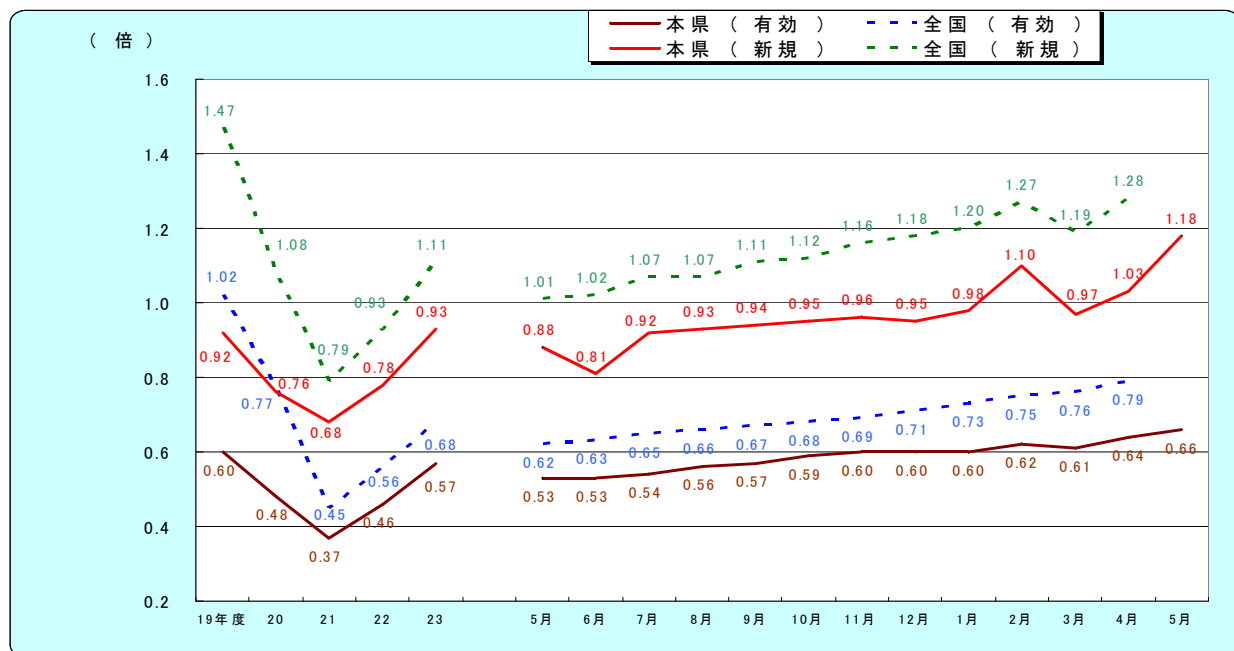
政府の6月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」とし前月の表現を踏襲しました。また、雇用情勢についても、「持ち直しているものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい。」と同様としました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が主要産業すべてにおいて前年同月を上回り、高水準で推移している等持ち直しの動きを続けています。一方で有効求職者数も依然として高水準にあり、また、円高等による影響も懸念されるところであり、依然として厳しい面が見られることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等をおこない「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

(職業安定部職業安定課)

新規有効求人倍率の推移



平成25年3月高等学校卒業予定者に対する求人受付が始まりました。

平成25年3月、高等学校卒業予定者に係る求人受付が6月20日から開始されました。

本県における平成24年3月の高等学校卒業者の就職状況は、九州新幹線全線開業の経済効果もあり、就職決定率が平成6年卒業者以来18年ぶりに98.3%となり、また、県内就職者と県外就職者の割合は、平成18年卒業者以来6年ぶりに県内就職者の割合が上回るなど2年連続で前年の就職決定率を上回り改善されております。

しかしながら、欧州金融情勢の不透明による円高や原油価格の高騰等により、本県においても輸出型産業の撤退や雇用調整の動きも出てきており、来春卒業予定者の就職戦線も予断を許さない状況にあります。

また、本県においては、企業からの求人提出が他県とくらべ例年遅い状況にあることから、9月5日から始まる各高等学校からの推薦開始にあわせ、就職希望者の推薦が可能となるよう本年度も高等学校とハローワークの連携のもと早期の求人提出を企業にお願いしているところです。

このことから、労働局においても7月2日に鹿児島県・教育庁との連携の下、県内主要経済団体への求人要請行動を展開し企業への採用枠の確保と早期の求人提出をお願いすることとしております。

○平成25年3月新規高等学校卒業予定者の採用に係るスケジュール

- 6月20日→ 各企業からの求人票受付（ハローワークでの受理・確認）開始
- 7月 1日→ 各企業から学校への求人票の提示、安定所への求人連絡開始
各企業から学校への「求人要項・募集要項の送付」開始
学校訪問の開始
- 9月 5日→ 推薦開始（推薦文書の到達が9月5日以降となること。）
- 9月16日→ 選考・採用内定開始

※9月中までは、1人1社の応募とする。

※10月1日から、1人も2社までの応募が可能

ただし、「高校生のための就職面接会」を通じた応募は複数応募可能）

※「高校生のための就職面接会」

平成24年10月25日：鹿児島アリーナ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げられます

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で、障害者を雇用する義務があります。

現在、法定雇用率は民間企業については1.8%、国・地方公共団体等については2.1%、都道府県等の教育委員会については2.0%と定められていますが、各々0.2%ずつ引き上げられます。

民間企業の場合これまでは、障害者を雇用しなければならない事業主は従業員56名以上でしたが、法定雇用率引き上げに伴い、従業員50名以上の事業主についても、障害者を雇用する義務が生じることとなります。

障害者雇用率改正内容

- | | |
|---------------|-------------|
| ・ 民間事業主 | 1.8% → 2.0% |
| ・ 国及び地方公共団体 | 2.1% → 2.3% |
| ・ 都道府県等の教育委員会 | 2.0% → 2.2% |

※障害者雇用制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けています。（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。）

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働>雇用>施策情報「障害者雇用対策」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

鹿児島労働安全衛生大会が開催されます

今年も7月1日から7月7日までの一週間、全国安全週間が実施されますが、鹿児島県においては、その一環として、下記のとおり、7月2日月曜日に鹿児島労働安全衛生大会が鹿児島市民文化ホールの第2ホールで開催されます。

同大会は、広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で開かれ、県内産業界における労働災害の防止と、労働安全衛生水準の向上に寄与せんとするものです。

同大会では、来賓あいさつの外、安全衛生関係の鹿児島労働局長表彰や特別講演を行います。

特別講演は、鹿児島県厚生連健康管理センター副所長の草野氏による「職場における健康診断の要諦」と、㈱大林組本社技術本部企画推進室の担当部長による「東京スカイツリー建設について ～世界一への挑戦～」です。

記

- | | | |
|---|----|-------------------------------|
| 1 | 日時 | 平成24年7月2日（月）13時開会 |
| 2 | 会場 | 鹿児島市民文化ホール第2ホール（鹿児島市与次郎2-3-1） |
| 3 | 内容 | 表彰式
来賓あいさつ
特別講演
など |

（労働基準部健康安全課）